

初版

幼児教育・保育の無償化のご案内



令和元年10月1日より、幼児教育・保育の無償化が開始されます。

ご利用されている施設の種類、ご利用予定の施設の種類や、お子様の年齢、世帯状況等により申請等が必要となります。

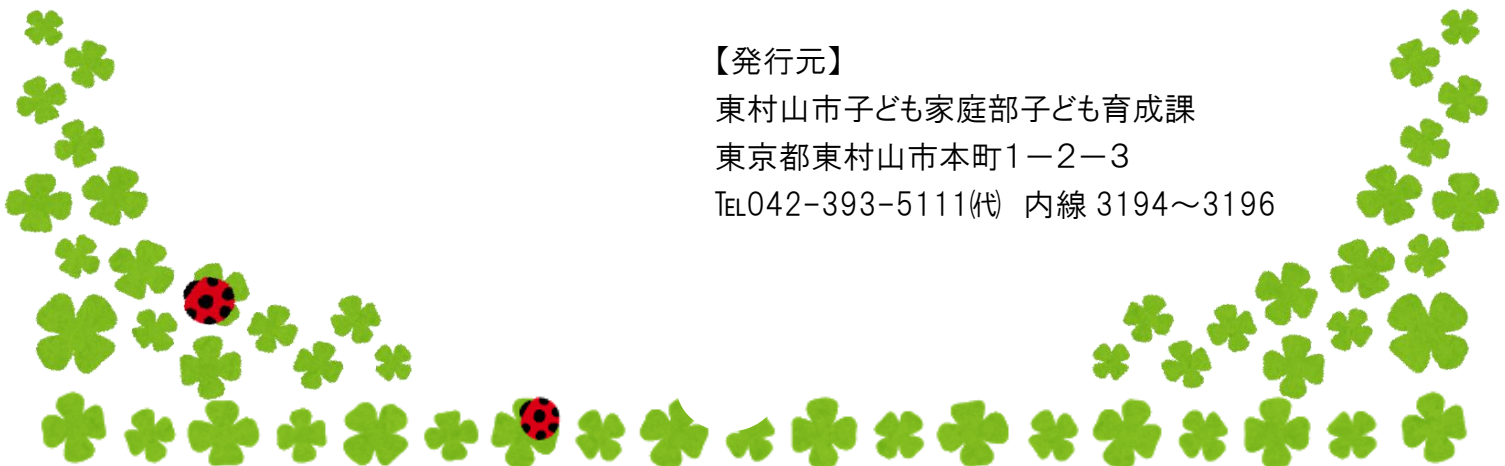
冊子をお読みいただき、ご不明な点がございましたら、下記発行元までお問い合わせください。

【発行元】

東村山市子ども家庭部子ども育成課

東京都東村山市本町1-2-3

Tel042-393-5111(代) 内線 3194~3196



お子さんの年齢と世帯状況による補助等対象確認



0～2歳児
※平成31年4月1日時点の年齢

市民税課税世帯

- 保育所・認定こども園・地域型保育
- 認証保育所、定期利用保育施設、家庭福祉員（都ママ）、幼児教室

市民税非課税世帯

- 保育所・認定こども園・地域型保育
- 認可外保育施設、ベビーシッター、一時保育、病児・病後児保育ファミリー・サポート・センター



3～5歳児
※平成31年4月1日時点の年齢

- 未移行幼稚園
- 新制度移行幼稚園
- 両幼稚園 + 幼稚園の預かり保育
- 認可保育園・認定こども園・地域型保育
- 認可外保育施設、ベビーシッター、一時保育、病児・病後児保育ファミリー・サポート・センター

従来の制度から変更ありません。教育・保育のしおり（利用案内編）をご覧ください。

認可外保育施設保育料補助金
（市制度）の対象

9または10ページへ

保育料無償

4ページへ

保育料 合算し月 42,000 円まで無償

8ページへ

保育料 月 25,700 円まで無償

6ページへ

保育料無償

5ページへ

保育料無償または
月 25,700 円
まで無償

+

保育料
月 11,300 円
まで無償

5または6ページ
+7ページへ

保育料無償

4ページへ

保育料 合算し月 37,000 円まで無償

8または9ページへ

主な用語等の解説

無償化

無償化というと、保育所や幼稚園の費用すべてが無料になるイメージがありますが、本制度における「無償化」とは、食材料費・制服服代等の費用を除いた基本的な保育料のみが0円になる施設や、軽減される金額の上限が設定されている施設など、すべての費用が無料になるわけではありません。一般的に使う「無償」とは用語の使用方法が少し異なりますのでご注意ください。

保育料

「保育料」は、食材料費や制服代等の費用や、教育充実費等として施設が設定する料金を除いた基本的な利用料のことをいいます。認可保育所・認定こども園・一部の幼稚園では、市町村が各世帯の市町村民税の額に基づいて決定する部分の保育料を指します。

幼稚園

都道府県等による認可を受けている幼稚園をいいます。なお、幼稚園は2種類の制度があります。1つは、子ども・子育て支援制度に移行しておらず、保育料が各園において設定されている施設（未移行幼稚園）。もう一つは、平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度によって、保育料が世帯の市町村民税額に基づいて決定されている施設（新制度幼稚園）です。

保育所、認定こども園（2・3号認定） 地域型保育事業

無償化の内容	保育料が0円となります。
対象者	3歳児クラス～5歳児クラス <small>（0歳児クラス～2歳児クラスについては非課税世帯等※1のみが対象）</small>
認定手続き	利用施設入所申請時に認定申請書※2を提出 （既に入所されている方は提出不要）
給付手続き	不要
その他事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 無償化となる方については保育料のみ無償化され、食材料費については保護者負担となります。 2. 食材料費は利用施設にお支払いいただきます。 3. 世帯年収が360万円未満相当のお子さんや、第3子以降のお子さんの食材料費は免除となります。 4. 延長保育料は無償化の対象となりません。

※1 市民税非課税世帯、生活保護受給世帯等が対象

※2 13ページ、子どものための教育・保育給付の認定の種類

新制度幼稚園

認定こども園（1号認定）

（幼稚園の種類については14ページ以降の施設一覧をご覧ください。）

無償化の内容	保育料が0円となります (特定負担額※1は無償化の対象外)
対象者	満3歳以上の市内在住の在園児 (プレスクール等未就園児クラスは対象外)
認定手続き	利用施設入所申請時に認定申請書※2を提出 (既に入所されている方は提出不要)
給付手続き	不要
その他事項	<ol style="list-style-type: none">1. 特定負担額を対象として、世帯の住民税額等に基づき保護者補助金（月額 5,100 円～9,500 円）が補助されます。保護者補助金については、別途申請が必要となります。申請時期等については、施設経由でお知らせいたします。2. 食材料費等は従来通り保護者負担となります。ただし、世帯年収が360万円未満相当のお子さんや、第3子以降のお子さんの食材料費の一部は免除となります。

※1 特定負担額とは、教育や保育を充実させるための施設維持、施設設備の整備、職員の追加配置、職員の研修などのためにかかる経費

※2 13ページ、子どものための教育・保育給付の認定の種類

未移行幼稚園

(幼稚園の種類については14ページ以降の施設一覧をご覧ください。)

無償化の内容	各園の保育料のうち月額25,700円まで給付
対象者	満3歳以上の市内在住の在園児 (プレスクール等未就園児クラスは対象外)
認定手続き	新認定申請書※1を市へ提出
給付手続き	不要
その他事項	<ol style="list-style-type: none">1. 月額25,700円には、入園料も含まれます。2. 25,700円の給付に加え、世帯の住民税額等に基づき保護者補助金(月額5,100円~9,500円)が補助されます。保護者補助金については、別途申請が必要となります。申請時期等については、施設経由でお知らせいたします。3. 食材料費等は従来通り保護者負担となります。ただし、世帯年収が360万円未満相当のお子さんや、第3子以降のお子さんの食材料費の一部については補助されます。補助については別途申請が必要となります。申請時期等については、施設経由でお知らせいたします。

※1 13ページ、子育てのための施設等利用給付の認定の種類

幼稚園・認定こども園（1号認定）の預かり保育 （新制度移行幼稚園・未移行幼稚園共通）	
無償化の内容	各園の預かり保育料のうち、 日額 450 円×利用日数まで給付
対象者	満3歳以上の保育認定を受けている 市内在住の在園児 （満3歳クラスは非課税世帯等※1 が対象） （プレスクール等未就園児クラスは対象外）
認定手続き	保育の必要性の書類とともに新認定申請書※2 を市へ提出
給付手続き	1. 利用後の領収書等を保護者が取りまとめて市へ提出 2. 書類の審査後、決定額を保護者の口座へ振り込み
その他事項	1. 給付額は、3～5歳児は月額 11,300 円を上限、満3歳児は月額 16,300 円を上限とし、実支払額と給付額を比較して低い方の額を決定額とします。 2. 預かり保育に係る食材料費等は従来通り保護者負担となり、給付対象外となります。 3. 申請時期等については、施設経由でお知らせいたします。

※1 市民税非課税世帯、生活保護受給世帯等が対象

※2 13ページ、子育てのための施設等利用給付の認定の種類

認可外保育施設（国制度の給付）	
無償化の内容	各園の保育料のうち月額 37,000 円まで給付 （0歳児クラス～2歳児クラスは月額 42,000 円まで給付）
対象者	3歳児クラス～5歳児クラス 保育認定を受けている市内在住のお子さん （0歳児クラス～2歳児クラスは非課税世帯等※1が対象）
認定手続き	保育の必要性の書類とともに新認定申請書※2を市へ提出 （0歳児クラス～2歳児クラスは非課税証明書等を提出）
給付手続き	1. 利用後の領収書等を保護者が取りまとめて市へ提出 2. 書類の審査後、決定額を保護者の口座へ振り込み
その他事項	1. 対象施設は、認証保育所、定期利用保育施設、家庭福祉員（都ママ）、院内保育所、一時預り事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業※3等 2. 食材料費等は補助の対象となりません。 3. 給付上限額については、11・12ページの確認チャートをご覧ください。

※1 市民税非課税世帯、生活保護受給世帯等が対象

※2 13ページ、子育てのための施設等利用給付の認定の種類

※3 「預かり」を利用した場合のみ対象。「送迎」のみ利用の場合は対象外

<h2 style="margin: 0;">認可外保育施設（市制度の補助）</h2> <h3 style="margin: 0;">保育の必要性がない場合</h3>	
補助の内容	「東村山市認可外保育施設保育料補助金」 第1子 10,000 円、第2子以降 12,000 円
対象者	保育認定を受けていない0歳児クラス～5歳児クラス
認定手続き	不要
給付手続き	<ol style="list-style-type: none"> 1. 申請書類等を市へ提出 2. 書類の審査後、決定額を保護者の口座へ振り込み
その他事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 対象施設は、認証保育所、定期利用保育施設 ※1、家庭福祉員（都ママ）※2、幼児教室※3 2. 食材料費等は補助の対象となりません。 3. 補助上限額については、11・12ページの確認チャートをご覧ください。

※1 東村山市定期利用保育施設の運営費等の補助に関する規則の適用を受けた施設

※2 東村山市家庭福祉員に関する規則第2条第1号に規定する事業

※3 東村山市幼児教室補助金交付規則の適用を受けた教室

認可外保育施設（市制度の補助）

保育の必要性がある場合

補助の内容	「東村山市認可外保育施設保育料補助金」 第1子 10,000 円、第2子 25,000 円、 第3子以降 40,000 円
対象者	保育認定を受けている0歳児クラス～2歳児クラス（課税世帯）
認定手続き	保育の必要性の書類とともに認定申請書※1を市へ提出
給付手続き	1. 申請書類等を市へ提出 2. 書類の審査後、決定額を保護者の口座へ振り込み
その他事項	1. 対象施設は、認証保育所、定期利用保育施設 ※2、家庭福祉員（都ママ）※3、幼児教室※4 2. 食材料費等は補助の対象となりません。 3. 補助上限額については、11・12ページの確認チャートをご覧ください。

※1 13ページ、子どものための教育・保育給付の認定の種類

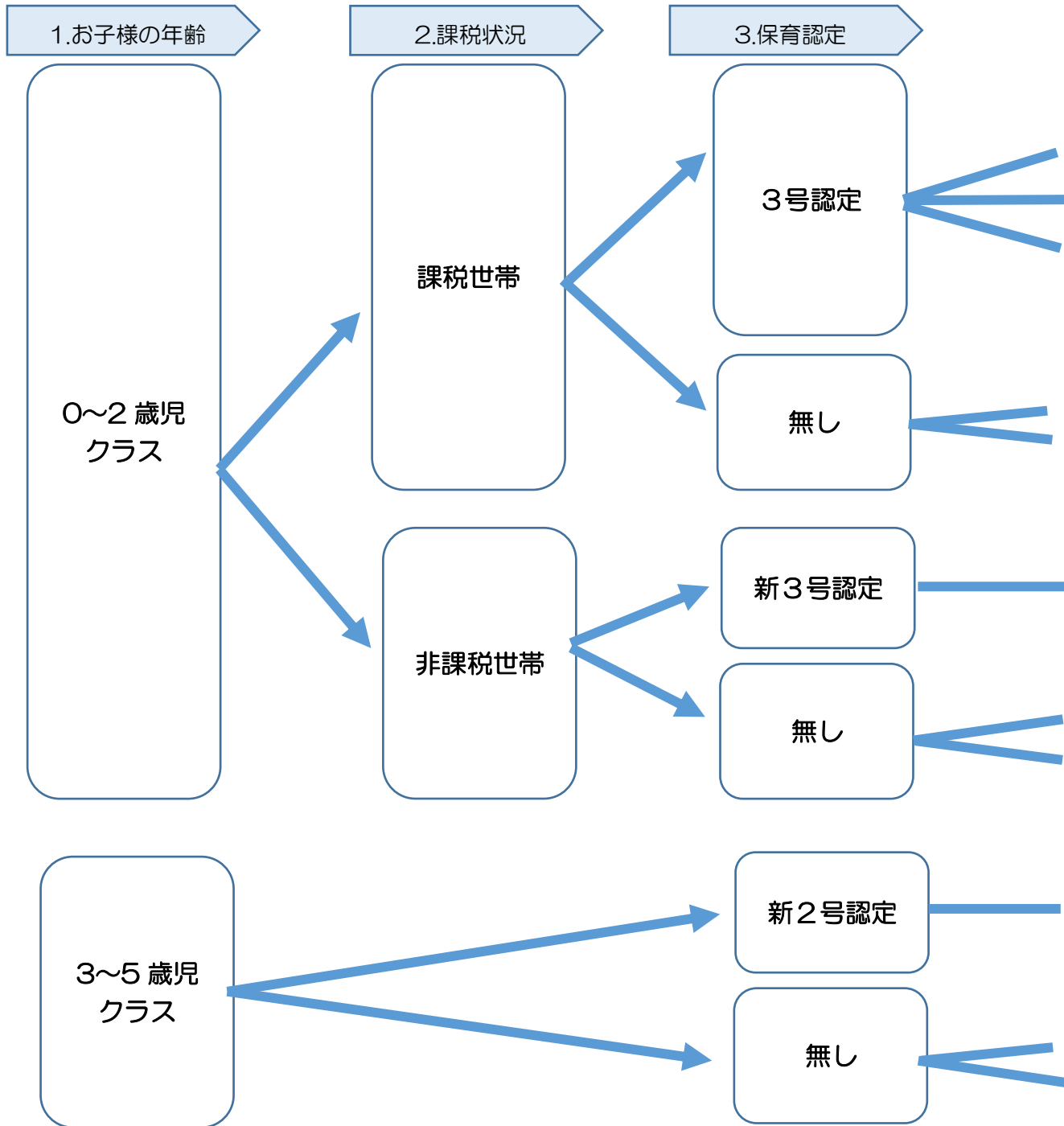
※2 東村山市定期利用保育施設の運営費等の補助に関する規則の適用を受けた施設

※3 東村山市家庭福祉員に関する規則第2条第1号に規定する事業

※4 東村山市幼児教室補助金交付規則の適用を受けた教室

認可外保育施設の給付及び補助額確認チャート

- 東京都認証保育所※
- ひまわりママ
- ひまわり保育室
- 幼児教室すずめ に在籍されている方

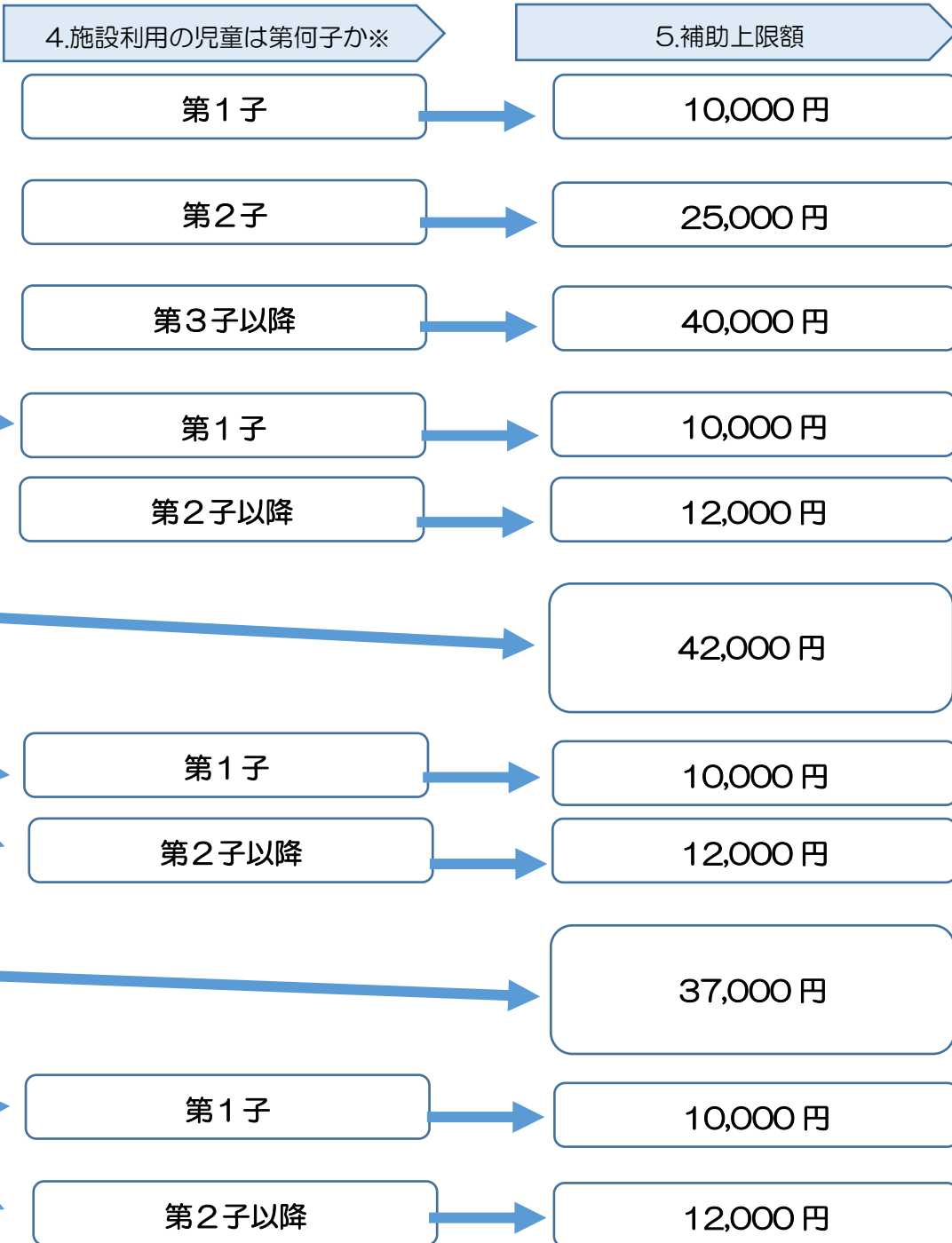


※東京都認証保育所の詳細は東京都福祉保健局HPをご確認ください。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/hoiku/ninsyo/ichiran.html>



※詳細は子ども育成課にお問い合わせください。



子ども・子育て支援新制度の認定区分

幼児教育・保育の無償化の開始により、新たな認定区分が創設されました。

利用する施設によって、必要となる認定が異なるため、詳細につきましては子ども育成課認定係へお問い合わせください。

認定の種類

○子どものための教育・保育給付（平成27年度より制度開始、無償化後も従来どおり）

フロー： **認定の申請** → **認定** → **利用者負担額が0円で決定**

認定区分	認定の条件（※1）	保育必要量	利用の該当施設
1号認定	満3歳以上で、2号認定以外の子ども	教育標準時間	幼稚園（新制度幼稚園）、認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労、出産、疾病等の理由により、保育の必要性の事由に該当する子ども	保育標準時間 ／保育短時間	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労、出産、疾病等の理由により、保育の必要性の事由に該当する子ども	保育標準時間 ／保育短時間	保育所、認定こども園、地域型保育事業

○子育てのための施設等利用給付（幼児教育・保育の無償化により新たに創設）

フロー1（未移行幼稚園での保育料以外）

認定の申請 → **認定** → **施設を利用** → **利用給付の申請** → **利用給付決定額の振込**

フロー2（未移行幼稚園での保育料のみ）

認定の申請 → **認定** → **施設を利用** → **保育料が減額**

認定区分	認定の条件	保育必要量	利用の該当施設
新1号認定	満3歳以上で、新2号・新3号認定以外の子ども	設定なし	幼稚園（未移行幼稚園）
新2号認定	3歳児クラス～5歳児クラスの子どものうち、保護者の就労、出産、疾病等の理由により、保育の必要性の事由に該当する子ども	設定なし	幼稚園、認定こども園の預かり保育部分、認可外保育施設（認証保育所等
新3号認定	0歳児クラス～2歳児クラスの子どものうち、非課税世帯等（※2）保護者の就労、出産、疾病等の理由により、保育の必要性の事由に該当する子ども	設定なし	（※3）、一時保育、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター

（※1）認定を受ける子どもは、全ての認定区分で小学校就学前の子どもです。

（※2）市民税非課税世帯、生活保護世帯、児童福祉法上の里親世帯等のこと。

（※3）企業主導型保育施設を利用されている方については、新認定の申請は必要ありません。無償化の詳細についてはご在園の企業主導型保育施設にお問い合わせください。

市内教育・保育施設一覧

幼稚園（未移行幼稚園）				
施設名称	定員	郵便番号	所在地	種類
久米川幼稚園	360	189-0003	久米川町4-13-2	未移行幼稚園
暁星幼稚園	260	189-0012	萩山町2-17-1	未移行幼稚園
精心幼稚園	280	189-0021	諏訪町2-14-1	未移行幼稚園
多摩みどり幼稚園	280	189-0014	本町1-4-19	未移行幼稚園
しらぎく幼稚園	315	189-0011	恩多町5-17-14	未移行幼稚園
まりあ幼稚園	320	189-0002	青葉町2-34-3	未移行幼稚園
南台幼稚園	100	189-0024	富士見町1-10-3	未移行幼稚園

幼稚園（新制度幼稚園）				
施設名称	定員	郵便番号	所在地	種類
麻の実幼稚園	385	189-0011	恩多町3-9-16	新制度幼稚園
美住幼稚園	400	189-0023	美住町1-13-1	新制度幼稚園

保育所				
施設名称	定員	郵便番号	所在地	種類
市立第一保育園	100	189-0014	本町4-15-16	公立保育所
市立第二保育園	20	189-0012	萩山町1-36-1	公立保育所
市立第三保育園	100	189-0026	多摩湖町1-23-4	公立保育所
市立第四保育園	120	189-0023	美住町1-4-19	公立保育所
市立第五保育園	100	189-0001	秋津町4-25-15	公立保育所
市立第七保育園	100	189-0013	栄町1-36-51	公立保育所
つばみ保育園	195	189-0024	富士見町2-2-2	私立保育所
久米川保育園	120	189-0012	萩山町5-6-1	私立保育所
花さき保育園	128	189-0002	青葉町4-1-1	私立保育所
東たいてん保育園	72	189-0026	多摩湖町1-14-2	私立保育所
ふじみ保育園	100	189-0024	富士見町2-7-5	私立保育所
わくわく保育園	90	189-0003	久米川町1-38-4	私立保育所
りんごっこ保育園（本園）	102	189-0011	恩多町1-55-7	私立保育所
りんごっこ保育園（分園）	28	189-0013	栄町1-18-5	私立保育所
つばさ保育園	88	189-0014	本町2-22-3	私立保育所
ほんちょう保育園	100	189-0014	本町3-43-1	私立保育所
八国山保育園（本園）	100	189-0022	野口町1-5-6	私立保育所

八国山保育園（分園）	20	189-0022	野口町1-6-10	私立保育所
青葉さくら保育園	100	189-0002	青葉町1-7-68	私立保育所
あいあい保育園	33	189-0003	久米川町2-44-2	私立保育所
いづみ愛児園	46	189-0013	栄町1-37-28・30	私立保育所
萩山まるやま保育園	110	189-0012	萩山町3-29-37	私立保育所
天王森保育園	112	189-0003	久米川町4-4-10	私立保育所

認定こども園

施設名称	定員	郵便番号	所在地	種類
秋津幼稚園	240	189-0001	秋津町4-9-10	認定こども園 （幼保連携型）
東村山むさしの第一認定こども園 （東村山むさしの幼稚園）	240	189-0025	廻田町2-14-1	認定こども園 （幼稚園型）
東村山むさしの第二認定こども園 （東村山むさしの保育園）	135	189-0025	廻田町2-14-1	認定こども園 （保育所型）

地域型保育事業

施設名称	定員	郵便番号	所在地	種類
志村 純子	4	189-0013	栄町3-11-20	家庭的保育
田中 浩実	5	189-0003	久米川町2-41-20	家庭的保育
ニチイキッズ東村山保育園	19	189-0013	栄町3丁目5番地11 プロスパートウマ1階	小規模保育A型
久米川たいよう保育園	18	189-0013	栄町2-15-29 久米川ヴィオラ101	小規模保育A型
NICOLAND ほいくえん東村山	19	189-0023	美住町1-20-1 オザム2階	小規模保育A型
はじめの保育園	12	189-0022	野口町2-9-25	小規模保育A型
りんごっこ駅前保育園	19	189-0021	諏訪町1-2-7マダ ノリア1階	小規模保育B型
りんごっこ久米川駅前保育園	19	189-0013	栄町1-10-1	小規模保育B型
みゆき保育所	17	189-0001	秋津町5-4-13	小規模保育B型
せいしん保育室 ビーオンクローバー	18	189-0022	野口町1丁目46番地 ワンズタワー2階	小規模保育B型

しんあきつ保育園	15	189-0001	秋津町5丁目12番地 65	小規模保育B型
ことり保育室	15	189-0022	野口町3-13-15	小規模保育B型
こひつじ園	13	189-0002	青葉町3-9-33	事業所内保育

企業主導型保育

施設名称	定員	郵便番号	所在地	種類
ロンドなないろ保育園	20	189-0013	栄町1-30-25	企業主導型保育
東村山むさしのSTAFF保育園	12	189-0025	廻田町2-17-6	企業主導型保育

認可外保育施設

施設名称	定員	郵便番号	所在地	種類
空飛ぶ三輪車	36	189-0022	野口町3-7-5	認証保育所
空飛ぶ三輪車・秋津保育所	30	189-0001	秋津町4-30-3	認証保育所
ソラスト東村山	40	189-0022	野口町1-8-23	認証保育所
幼児教室すずめ定期利用コース	38	189-0014	本町2-22-3	定期利用保育施設
ひまわり保育室	6	189-0002	青葉町2-22-5	定期利用保育施設
ひまわりママ	4	189-0002	青葉町2-22-5	家庭的保育 (都)
幼児教室すずめ通常コース	30	189-0014	本町2-22-3	東村山幼児教室

※認可外保育施設については、東京都福祉保健局 HP や各在籍施設でご確認ください。

【東京都福祉保健局 HP】



【東村山市 幼児教育・保育の無償化 HP】



【東村山市 教育・保育のしおり HP】





よんでね！

発行日 令和元年8月28日

※掲載の情報は発行日時点のものとなります。